



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.116

発行：東濃西部広域行政事務組合

## 点検等を口実にした訪問販売に係る相談

「近くで工事をしているのが見えた」などと、突然、来訪された事業者から、家の無料点検などを口実に、工事の契約を勧められたという相談が増加しています。相談の当事者の多くは、60歳以上の高齢者となっています。「このままでは雨漏りする」「すぐに工事が必要」などと事業者が不安をあおって契約を急がせる場合は注意が必要です。その場ですぐに契約せず、家族や身近な人に相談したり、複数の事業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。いざという時に慌てないよう、日頃から信用できる事業者を調べておくことも大切です。訪問販売による契約は、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフができます。また、8日間を過ぎていても解約や取り消しができる場合もあります。契約に不安を感じたり、解約時にトラブルになったりした場合には、ひとりで悩まず消費生活窓口にご相談して下さい。



こんな相談ありました



久しぶりにクレジットカード利用明細を確認すると身に覚えのない請求が1年以上前から続いていることに気が付いた。不正利用されていたと思う。返金してもらいたい。

請求利用店に不正利用であると説明して返金対応を求めるか、クレジットカード会社に救済を求めることとなります。クレジットカード会社で不正利用と認められ返金という対応になったとしても、直近分しか返金されません。早く気付くためにも利用明細は毎月確認するようにしてください。

## 5月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	11件
訪問販売	12件
訪問購入	1件
通信販売	36件
連鎖販売	1件
電話勧誘	17件
送り付け商法	1件
無店舗販売	0件
不明・無関係	9件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業